

令和 7 年 第 2 回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和 7 年 8 月 7 日)

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 選挙第2号 議長選挙	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 会議録署名議員の指名	4
日程第5 諸般の報告	4
日程第6 承認第3号 専決処分した令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計（第1号）の報告及び承認について	5
日程第7 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	6
日程第8 議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	6
日程第9 議案第9号 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	8
日程第10 議案第10号 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	8
日程第11 議案第11号 令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	16
日程第12 議案第12号 令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	16
日程第13 同意第3号 監査委員の選任について	18
日程第14 一般質問	18
日程第15 請願第4号 後期高齢者の医療制度や年金引き上げ等に関する“国への「意見書」提出”を求める請願	23
日程第16 請願第5号 75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書	23
日程第17 請願第6号 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出についての請願書	23
閉会	27
会議録署名	29

日時・場所

令和7年8月7日（木） 午後2時00分

博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間

（福岡市博多区吉塚本町13番55号）

出席議員（26名）

1番 西田 一	2番 伊藤 淳一	3番 柳井 誠
4番 近藤 里美	5番 中山 郁美	6番 浜崎 太郎
7番 関 好孝	8番 江口 徹	13番 加地 良光
14番 井本 宗司	15番 森田 卓也	17番 福井 崇郎
18番 権藤 英樹	19番 塩川 秀敏	21番 松嶋 盛人
22番 松月 よし子	23番 長田 秀樹	25番 箱田 彰
26番 末若 憲治	27番 白石 雄二	28番 井上 頼子
29番 井上 利一	30番 田頭 喜久己	31番 広松 栄治
32番 氷室 健太郎	33番 坪根 秀介	

欠席議員（7名）

9番 村上 卓哉	10番 簗原 悠太朗	11番 工藤 政宏
12番 福田 浩	16番 楠田 大蔵	20番 林 裕二
24番 武末 茂喜		

説明員

広域連合長	月形 祐二	副広域連合長	三浦 正
事務局長	末永 洋	事務局次長	白敷 真弘
会計管理者	長田 りえ	保険課長	林 浩一
健康企画課長	田中 裕美		

議事補助員

書記長	平木 豊	書記	並波 克久
書記	山下 広太郎		

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定	
日程第2	選挙第2号	議長選挙
日程第3	会期の決定	
日程第4	会議録署名議員の指名	

日程第 5	諸般の報告	
日程第 6	承認第 3 号	専決処分した令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の報告及び承認について
日程第 7	議案第 7 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
日程第 8	議案第 8 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
日程第 9	議案第 9 号	令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
日程第 1 0	議案第 1 0 号	令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第 1 1	議案第 1 1 号	令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 2 号	令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	同意第 3 号	監査委員の選任について
日程第 1 4	一般質問	
日程第 1 5	請願第 4 号	後期高齢者の医療制度や年金引き上げ等に関する“国への「意見書」提出”を求める請願
日程第 1 6	請願第 5 号	7 5 歳以上の医療費窓口 2 割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書
日程第 1 7	請願第 6 号	7 5 歳以上の医療費窓口自己負担 2 割化の中止などを求める意見書提出についての請願書

■開会・開議（午後２時００分）

○副議長（森田 卓也） 皆さん、こんにちは。副議長の森田でございます。

当議会閉会中の令和７年５月２６日に、議長である只松 秀喜 議員から広域連合議員の辞職届が提出され、地方自治法第１２６条但し書きの規定により、辞職を許可しました。

現在、議長が不在となっておりますので、地方自治法第１０６条第１項の規定により私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和７年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は２６名でございます。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

■日程第１ 議席の指定

○副議長（森田 卓也） 日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 選挙第２号 議長の選挙

○副議長（森田 卓也） 次に、日程第２ 選挙第２号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選としたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、副議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、粕屋町議会の議長であります、２６番、末若 憲治 議員を指名いたします。

お諮りします。末若 憲治 議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、末若 憲治 議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました 末若 憲治 議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、末若議長、就任の御挨拶をお願いいたします。

○議長（末若 憲治） 皆様、改めましてこんにちは。ただいま議長に当選をいたしました、粕屋町の末若でございます。

本広域連合議会の議長に御推挙をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

私にとりまして、大変光栄でありますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

今後、円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、議員並びに関係各位の御支援と御協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（森田 卓也） ありがとうございます。以上をもちまして議長としての職務を終わります。御協力ありがとうございました。ここで、末若議長と交代いたします。

■日程第3 会期の決定

○議長（末若 憲治） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をいたしました。

■日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（末若 憲治） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、13番、加地 良光 議員、29番、井上 利一 議員を指名いたします。

■日程第5 諸般の報告

○議長（末若 憲治） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告です。前回の定例会後に議員を辞職されました方、及び当選されました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、「例月現金出納検査」及び「定期監査」の結果報告です。

お手元に配付のとおり、監査委員から「令和6年12月から令和7年5月までの例月現金出納検査の報告」及び「令和6年4月から令和7年3月までの定期監査の報告」があっております。

次に、債権放棄の報告です。令和6年度に放棄した債権については、お手元に配付のとおりです。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法の規定により広域連合長その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○広域連合長（月形 祐二） 議長。

○議長（末若 憲治） 月形広域連合長。

○広域連合長（月形 祐二） 広域連合長の月形でございます。

議員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月の制度開始以来、18年目を迎えました。この間、円滑に運営が来ておりますのも、ひとえに議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆さまの御理解と御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、いわゆる団塊の世代の後期高齢者の年齢到達により、被保険者も増加しております。そのような中で、国による全世代型社会保障の構築の推進により、後期高齢者医療制度においても後期高齢者負担率の見直しなど新たな課題も生じており、これからも、様々な制度改正に対し、国の動向や方針などを踏まえながら、適切に対応していく必要がございます。また、依然として、本県の後期高齢者一人当たり医療費は全国で最も高い水準が続いており、その適正化を図ることが課題となっております。

広域連合といたしましても、市町村の皆様に御協力いただきながら、「健康寿命の延伸」や「医療費の適正化」に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、「専決処分の報告」、「条例議案」、「令和6年度決算」、「令和7年度補正予算」などの議案を提出いたしております。後ほど提案理由の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、御審議の程よろしくようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

■日程第6 承認第3号 専決処分した令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の報告及び承認について

○議長（末若 憲治） 次に、日程第6、承認第3号「専決処分した令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の報告及び承認について」を議題といたします。

報告を求めます。

○事務局長（末永 洋） 議長。

○議長（末若 憲治） 末永事務局長。

○事務局長（末永 洋） 承認第３号について御説明いたします。「専決処分の報告及び承認について」の１ページをお願いいたします。

令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、令和７年４月３日付厚生労働省事務連絡により、被保険者への資格確認書の職権交付等の周知広報を、遅くとも本年６月中旬までに行う必要が生じました。当該事務に係る特別会計予算の補正について議決を得るにあたり、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、令和７年４月１６日付けで専決処分を行ったものでございます。

３ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算にそれぞれ１億７７３万９千円を増額し、それぞれ、総額９，０１８億４，１７４万２千円といたしました。

補正の内容について説明いたします。８ページ、９ページを御覧ください。

歳入は、２款２項１目「調整交付金」を１億７７３万９千円増額しています。

１０ページ、１１ページを御覧ください。

歳出は１款１項１目「一般管理費」を同じく１億７７３万９千円増額しています。内容は、周知広報の郵送費、印刷費等となっております。

以上、承認第３号について説明を終わります。

○議長（末若 憲治） 承認第３号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

承認第３号「専決処分した令和７年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の報告及び承認について」を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は承認されました。

■日程第７ 議案第７号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

■日程第８ 議案第８号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

○議長（末若 憲治） 次に、日程第７、議案第７号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」及び、日程第８、議案第８号「福

岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（末永 洋） 議長。

○議長（末若 憲治） 末永事務局長。

○事務局長（末永 洋） それでは、まず議案第7号「広域連合職員等の育児休業等に関する条例等の一部改正」について説明いたします。「条例議案」の1ページをお願いいたします。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部を改正する法律等が公布され、部分休業制度の拡充等が行われることとされたため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。2ページから5ページは改正文、6ページから11ページは新旧対照表となります。

改正の内容といたしましては、法の改正により、現行の1日につき2時間を超えない範囲の部分休業に加え、「1年につき10日相当の範囲内で、1日単位での取得も可能となる部分休業」が新設されるとともに、本人または配偶者が妊娠・出産した職員等に対し、仕事と育児・介護の両立支援制度に関する情報提供や、制度の利用に係る意向確認を行うこと等が任命権者に義務付けられたことから、関係条例について所要の改正を行うものです。

施行日は、改正法の施行日に合せ、令和7年10月1日としています。

続きまして、議案第8号「広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部改正」について説明いたします。「条例議案」の12ページをお願いいたします。

「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部を改正する法律が施行されたことに鑑み、広域連合職員等の旅費に関する条例に規定する旅費の種目及び内容等の見直しを行うため、関係条例について、所要の改正を行うものです。13ページから17ページは改正文、18ページから27ページは新旧対照表となります。

改正の内容といたしましては、国家公務員等の旅費の取扱いに合わせ、現行の定額による宿泊料の支給を、上限付きの実費によるものに改めるとともに、旅費の種目及び内容等について、法の規定に準じたものとするため、関係条例において同様の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和7年9月1日としております。

以上、議案第7号及び第8号についての説明を終わります。

○議長（末若 憲治） 議案第7号及び議案第8号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第7号を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立を願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第9 議案第9号 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算

■日程第10 議案第10号 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（末若 憲治） 次に、日程第9、議案第9号「令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び、日程第10、議案第10号「令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（末永 洋） 議長。

○議長（末若 憲治） 末永事務局長。

○事務局長（末永 洋） それでは、議案第9号及び議案第10号について、一括して説明させていただきます。

これらの議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度一般会計の決算及び後期高齢者医療特別会計の決算について議会の認定をお願いするものです。「決算議案書」をお願いいたします。

まず始めに、議案第9号「令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、歳入決算の総額は、表の1番下の歳入合計の「収入済額」の欄に記載のとおり、4億8,512万8,905円となっています。

主なものは、1款「分担金及び負担金」4億4,309万7千円、前年度決算剰余金である3款「繰越金」2,757万9,468円です。なお、不納欠損額及び収入未済額はございません。12ページ、13ページは、款項目別の歳入事項別明細書となっております。

次に歳出です。10ページ、11ページにお戻りください。

歳出決算の総額は、表の1番下の歳出合計の「支出済額」の欄に記載のとおり、4億4,771万3,669円となっております。

主なものは、2款「総務費」4億4,696万9,084円であり、その内容は、市

町村等からの派遣職員に係る人件費相当額である職員給与関係費、業務運営のために必要な財務・会計・財産管理関係費となっております。14ページ、15ページは、款項目別の歳出事項別明細書となっております。

16ページをお願いいたします。一般会計の「実質収支に関する調書」です。

歳入総額から歳出総額を差し引いた、3の「歳入歳出差引額」は、3,741万5千円となっております。また、4の「翌年度に繰り越すべき財源」は無いため、5の「実質収支額」も同額となっています。なお、この差引額は、令和6年度に構成市町村から納付された負担金の精算に伴い、令和7年度に全額返金するものです。

続きまして、議案第10号「令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について説明いたします。20ページ、21ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、歳入決算の総額は、表の1番下の歳入合計の「収入済額」の欄に記載のとおり、8,816億6,718万2,959円となっております。

主なものは、1款「分担金及び負担金」1,595億4,011万341円、これは、事務費、保険料及び療養給付費などの市町村負担金が主なものです。

2款「国庫支出金」2,899億1,406万3,961円、これは、国からの療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金が主なものです。

3款「県支出金」749億908万7,635円、これは、県からの療養給付費負担金、高額医療費負担金が主なものです。

4款「支払基金交付金」3,372億9,570万4千円、これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、「現役世代からの支援金」という性質のものになります。

なお、「収入済額」の右の欄の不納欠損額は、歳入合計額の欄のとおり、95万4,742円であり、これは、返納金等について債権回収に努めましたが、消滅時効期間を経過した等の理由によるものです。

また、隣の収入未済額は、歳入合計額の欄のとおり、9,948万5,594円であり、これは、交通事故等の第三者行為に係る請求に対し、相手方が応じないなどの理由によるものです。

24ページから27ページは、款項目別の歳入事項別明細書となっております。

次に歳出です。22ページ、23ページにお戻りください。

歳出決算の総額は、歳出合計の「支出済額」の欄に記載のとおり、8,683億8,655万3,468円となっております。

主なものは、2款「保険給付費」8,513億5,808万7,180円、これは支出の大半を占めるものですが、広域連合から保険医療機関等に対して行う療養の給付が主なものです。

5款「保健事業費」21億743万6,185円、これは、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」や健康診査等の費用が主なものです。

6 款「基金積立金」39 億3,358 万7,480 円、これは、運営安定化基金に令和5 年度決算剰余金及び基金運用利子を積み立てているものです。

8 款「諸支出金」80 億9,610 万2,626 円、これは、国負担金等の前年度分精算に伴う返還金等を計上したものです。

28 ページから35 ページは、款項目別の歳出事項別明細書となっております。

36 ページをお願いいたします。特別会計の「実質収支に関する調書」です。

歳入合計から歳出総額を差し引いた3 の「歳入歳出差引額」は、132 億8,062 万9 千円となっております。また、4 の「翌年度に繰り越すべき財源」も無いため、5 の「実質収支額」も同額となっております。

なお、この差引額には、国・県・市町村及び支払基金に対し、令和7 年度に返還予定の額が含まれており、これを差し引いた約41 億が実質的な黒字の見込みとなっております。

37 ページをお願いいたします。「財産に関する調書」です。

「1 物品」の決算年度末現在高は、ソフトウェアが6 台、電算室空調機が1 台となっております。

「2 財政調整基金」は、一般会計の剰余金を積み立てるものであり、一般会計では剰余金を市町村に返還しているため決算年度末現在高は0 円となっております。

「3 運営安定化基金」は、保険給付費の増や保険料等の財源の減に備え、特別会計の剰余金を積み立てているものであり、6 年度に保険料上昇抑制財源として基金を取り崩したため、前年度より45 億3,546 万8 千円減り、決算年度末現在高は115 億6,474 万5 千円となっております。

以上が令和6 年度決算の概要ですが、決算に係る附属資料として、地方自治法第233 条第5 項の規定により、「主要施策の成果の説明書」を併せて提出しておりますので、御参照いただければと思います。

議案第9 号及び議案第10 号についての説明を終わります。

○議長（末若 憲治） 次に監査委員からの報告を求めます。

○監査委員（中村 明彦） 議長。

○議長（末若 憲治） 中村監査委員。

○監査委員（中村 明彦） 監査委員の中村でございます。それでは、決算審査報告を行います。

去る7 月4 日に、令和6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、毎月、出納状況について検査を実施するとともに、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかについて着目をし、関係

諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて関係職員から内容を聴取いたしました。

審査の結果、令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備をされ、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書を御参照いただきたく存じます。

なお、今後も被保険者数や保険給付費の増嵩が見込まれる中、広域連合においては、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう健全な財政運営や効率的な組織管理を通じて、制度の適切な運営に努められることを要望し、審査報告といたします。

以上でございます。

○議長（末若 憲治） 議案第10号について質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。

再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で10分以内としますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（末若 憲治） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 福岡市の中山 郁美でございます。

私は、議案第10号、令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。

本議案では、収入から支出を差し引いたものから、国などへの返還金を差し引いた残りである実質的剰余金が、41億円余生じたとされております。まず、今回、実質的剰余金41億円が生じた理由についてお尋ねをいたします。

これまでは、剰余金が生じた場合には、保険料の負担軽減に充てることや、一旦運営安定化基金に入れて、次期保険料の算定の際に活用するなど行われてきました。元々、剰余金は被保険者から徴収した保険料が多過ぎたために生じたものであり、当然、被保険者に還元すべきものであります。そこで、今回、実質的剰余金の活用方法及び運営安定化基金の残高見込みについてお尋ねいたします。

現在、国民を襲っている物価高騰の波は終息の目途が立たず、先に行われた参議院選挙においては物価高騰対策が大きな争点のひとつとなり、無策のまま推移してきた政権与党に対し、昨年の衆院選に続き、与党過半数割れという厳しい審判が下されたのであります。この8月は、また調味料や乳製品など1,000品目以上が値上げされ、昨年同月を上回っています。10月には更に3,000品目が値上げされる見込みとなっており、年間通せば昨年の1.5倍となるペースです。

後期高齢者医療の被保険者の大半は年金生活者であり、その他の収入はほとんど無く、この間行われた、国による年金の連続実質削減で大きな打撃を受けています。これに加

えて襲い掛かる物価高騰の大波は、被保険者にとって計り知れない影響を与えております。異常な物価高騰が改善せず、年金水準は実質減となる中、被保険者の生活困窮の深刻化をどう捉えているのか、御所見を伺います。

そのような中、被保険者が納める消費税や介護保険料、そして後期高齢者医療保険料は、軽減されるどころか、どんどん負担増となっていました。本議会においては、2年ごとの保険料改定の度に私は引下げを求めてきましたが、現在の第9期については、ひとり当たり保険料額は90,427円となり、前期から一気に9千円近く跳ね上がり、史上最高額となっております。制度発足時と比較すると、約2割増であります。そこで、現在の異常な物価高騰で出費がかさむ中、史上最高額となる保険料を押し付けてきたことへの御所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（末若 憲治） 答弁を求めます。

○事務局次長（白數 真弘） 議長。

○議長（末若 憲治） 白數事務局次長。

○事務局次長（白數 真弘） 最初に、「実質的剰余金41億円余が生じた理由」についてお答えします。

歳出の大半を占めます保険給付費の執行が予算額を下回ったことなどにより、令和6年度特別会計の収支差引は約132億円となりました。ここから、国等より概算交付された負担金等を今後精算し、令和7年度に約91億円を返還しますが、それでも、実質的に歳入が歳出を上回り剰余金41億円余が生じたものでございます。

次に、「剰余金の活用方法及び運営安定化基金の残高見込み」についてお答えします。

令和6年度の実質的な剰余金41億円余につきましては、令和8・9年度、第10期の保険料率の算定におきまして、これまでと同様、その上昇を抑制するための財源として活用してまいりたいと考えております。そのため、令和8年第1回定例会におきまして、運営安定化基金に今年度一旦積み立て、来年度取り崩すという予算案をお諮りしたいと考えております。

この実質的な剰余金41億円余の積立を除いたところでの、令和7年度末の基金の残高見込みは、約40億円となっております。

次に、「被保険者の生活困窮の深刻化」についての御質問にお答えします。

昨今の物価上昇の中、限られた年金と社会保険料の負担が被保険者の方々の日々の生活に影響を与えていることは、承知しております。

被保険者の皆様に御負担いただいております後期高齢者医療制度の保険料につきましては、所得に応じて負担する所得割と、全員が負担する均等割から成っておりますが、所得が少ないなど経済的な困難さに配慮するため、均等割額には7割・5割・2割といった軽減措置を設けるなど、保険料の算出にあたっては被保険者の負担能力を踏まえることとなっております。更に、保険料の納付が困難な方からの相談につきましては、市

町村の窓口におきまして、必要に応じて生活状況に配慮したうえで、分割納付の相談や減免制度の案内、福祉へつなぐなどの対応を行っているところでございます。

最後に、「史上最高額となる保険料を押し付けている」との御質問にお答えします。

令和6・7年度、第9期の1人当たりの保険料が制度開始以来最大になった要因につきましては、増加する医療費を、全ての世代で公平に支え合うという「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」の構築に向けた国の制度改正を踏まえた結果、そのようなものでございます。

答弁は以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（末若 憲治） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） まず、剰余金の生じた理由については、要するに被保険者が納めた保険料が余ったということです。高い保険料を取り過ぎたものであり、これは本来被保険者に返すべきものです。その観点で活用方法を見ていかなければなりません。

1回目で、被保険者の生活困窮の深刻化について所見をお尋ねしましたが、ただいまの答弁、率直に言って捉え方が甘いと思います。本議会で私は、高齢者の生活実態については、これまでも繰り返し述べてきた様に、皆お金を持っているという、高齢者に対するバッシングがですね、振り撒かれています、全く違っております。単身の高齢女性の貧困率は、50%を超えているという統計もあります。ほとんど上がらない年金通知を受け取るたびに希望を失い、物価や交通費は上がり続け、出費はかさむ中、ついに介護保険料と医療保険料は史上最高額となったというのが冷厳な事実であります。なけなしの預貯金がどんどん減っていく不安。そもそも蓄えが無い後期高齢者も、2割近くに上っています。もう知人の葬儀にも行けず、趣味も諦め、家に閉じこもるなど、本当に切ない状況が進行しております。

とりわけ深刻なのは、窓口での負担が大きいため、通院回数を減らす人が増えていることです。経済困窮が高齢者の医療を受ける権利を奪う事態になっています。高齢者の健康を守るために、本広域連合が果たすべき役割は大きく、被保険者の置かれている状況から目を逸らすのは許されません。このように、大半の被保険者に負担能力を超えた保険料を押し付けているのは問題ではないか、御所見を伺います。

41億円の剰余金については、すぐには活用せず、基金に積んで次期の保険料抑制のために使うという答弁をされました。しかし、そんな悠長なことをやっている場合ではありません。物価高騰に対する国の無策が続き、被保険者の中での経済的な困難は更に広がっており、緊急対策が必要です。それは、全日本民医連、年金者組合など、高齢者の生活と密着した各種団体からこもごも求められております。この異常な猛暑の中、かさむ電気代が恐ろしく、エアコンも付けずに熱中症の危険に晒される高齢者も増えています。各種アンケート調査でも、食事は2回、風呂は毎日入れない等々、憲法25条で保障されなければならない「健康で文化的な最低限度の生活」からは程遠い生活を強い

られているのであります。

このような実態を直視するなら、剰余金を寝かしておくなど許されるはずはありません。従って、実質剰余金は直ちに被保険者に還元すべきものではないか、御所見を伺います。

以上で2回目を終わります。

○議長（末若 憲治） 答弁を求めます。

○事務局長（末永 洋） 議長。

○議長（末若 憲治） 末永事務局長。

○事務局長（末永 洋） はじめに、「大半の被保険者に負担能力を超えた保険料を押し付けている」との御質問にお答えいたします。

先程も答弁いたしましたが、保険料の算出に際しては、軽減措置等、被保険者の負担能力を踏まえることとなっております。また、保険料の納付が困難な方からの相談については、収納を担当する市町村の窓口で、必要に応じて生活状況に配慮したうえで、分割納付などの相談に対応を行っております。

次に、「実質剰余金は直ちに被保険者に還元すべき」との御質問にお答えいたします。

団塊の世代の加入や、医療の高度化、制度改正等により、今後も医療給付費が増大し、これに伴い保険料の上昇が見込まれます。そのため、令和6年度の実質的な剰余金41億円余については、令和8・9年度、第10期の保険料率の算定において、これまでと同様、その上昇を抑制するために、財源として活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（末若 憲治） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 保険料については、負担能力を超えているかどうかは言及せず、抑える努力をしてきたという主旨の答弁をされました。たしかに従来、剰余金や基金の活用はされてきました。しかし、それだけでは足りていないから、多くの被保険者の生活を圧迫する、高すぎる保険料になっているのが実態です。

制度が開始されるときに指摘されていた、保険料負担が重くなるという問題が近年浮き彫りになり、それに加えた未曾有の物価高騰が高齢者を襲っています。そのような中、今回の参院選に向けて、高齢者の医療費が増え過ぎて現役世代の保険料負担が重くなっている、後期高齢者の窓口負担を全て3割にすべきだ、等と世代間対立を煽り、医療費全体を年間4兆円削減するというとんでもない合意を自公政権と維新の会が交わし、国民民主もこれに同調するという事態となりました。

そもそも、社会の高齢化はお年寄りの責任ではなく、少子化対策を怠ってきた歴代政権の責任です。そのツケを高齢者に押し付ける議論は本末転倒であり、医療や社会保障全体の予算を必要なだけ確保するのが政治の責任です。したがって、社会保障費抑制路線を改め、国庫支出金を増やすよう国に求めるべきではないか、御所見を伺います。

剰余金についてはすぐには使わないとの答弁を繰り返されました。当事者の声を聞くべきです。節約するところが無い、病院に行く回数を減らす、こういう事態が現在進行しております。まさに緊急事態です。数か月分の保険料を免除や減額すれば、明かりが見えるのではないのでしょうか。したがって、実質的剰余金４１億円を活用して直ちに時限的保険料免除等の手立てを取るべきではないか、答弁を求めます。

剰余金を活用しない理由は、次期保険料の軽減に充てるための基金積立、この姿勢を変えられない訳ですが、基金には運営安定化基金とは別に、県のもとに財政安定化基金があるじゃないですか。これも保険料の上昇抑制に使えるものです。しかし、この１１年間、６２億円積み立てているこちらの基金は活用されていません。次期保険料引き下げには、これこそ活用すべきです。

したがって、次期保険料については、運営安定化基金だけでなく、１１年間取り崩していない財政安定化基金の活用を県と協議し、大幅引き下げの準備を進めるべきではないか、答弁を求めて私の質疑を終わります。

○議長（末若 憲治） 答弁を求めます。

○事務局長（末永 洋） 議長。

○議長（末若 憲治） 末永事務局長。

○事務局長（末永 洋） まず、私から「社会保障費抑制路線を改め国庫支出金を増やすよう国に求めるべき」との御質問についてお答えいたします。

広域連合としては、国が目指す「全世代型社会保障の構築」は、社会保障制度の持続のため避けられないものと捉えており、確実に実施していく必要があると考えております。

国に対しては、本年６月に、全国後期高齢者医療広域連合協議会として「後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充すること」という要望を行っており、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、「実質的剰余金４１億円余を活用し、直ちに時限的保険料免除等の手立てをとるべき」との御質問にお答えいたします。

第９期の保険料率算定においては、制度改正による大幅な保険料率の上昇が見込まれることから、第８期同様、過去最大額である１６０億円の財源を活用し、保険料率の上昇抑制を図っております。

令和６年度の実質的な剰余金４１億円余については、令和８・９年度、第１０期の保険料率の算定において、これまでと同様、その上昇を抑制するための財源として活用してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○広域連合長（月形 祐二） 議長。

○議長（末若 憲治） 月形広域連合長。

○広域連合長（月形 祐二） 次に、私の方から「次期保険料について、運営安定化基

金だけでなく、財政安定化基金の活用を県と協議すべき」との御質問にお答えをいたします。

財政安定化基金は県が管理しておりまして、活用方法としては、想定外の保険料の収納不足や給付費の増大により生じる財源不足の補填が原則ですが、特例として、保険料の上昇の抑制を図るために充てることが認められております。

県に対し本年7月に、「保険料負担増に対する被保険者からの幅広い理解を得るため、財政安定化基金活用の検討など、より一層の支援と協力」を要望しており、引き続き県と協議してまいります。

広域連合としましては、令和8・9年度、第10期の保険料率の算定にあたり、被保険者数、医療給付費等に係る数値を的確に見込み、被保険者の保険料については基金の活用等も含めまして、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(末若 憲治) 通告のございました質疑は以上です。これにて質疑を終わります。討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第9号を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第11 議案第11号 令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第1号)

■日程第12 議案第12号 令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(末若 憲治) 次に、日程第11、議案第11号「令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び、日程第12、議案第12号「令和7年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(末永 洋) 議長。

○議長(末若 憲治) 末永事務局長。

○事務局長（末永 洋） 議案第１１号及び議案第１２号について、一括して説明させていただきます。「予算議案書」をお願いいたします。

まず、議案第１１号について説明いたします。５ページをお願いいたします。

令和７年度一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入及び歳出予算にそれぞれ３，７４１万６千円を増額し、それぞれ、総額５億６，９４９万円とするものです。

補正予算の内容について説明いたします。１２ページ、１３ページをお願いいたします。

歳入の３款１項１目「繰越金」を３，７４１万６千円増額します。これは、令和６年度一般会計の決算額の確定に伴い、剰余金を全額、前年度繰越金として計上するものです。

次に、歳出について説明します。１４ページ、１５ページを御覧ください。

２款１項１目「一般管理費」を３，７４１万６千円増額します。これは、令和６年度の市町村事務費負担金の精算に伴う返還金であります。

続きまして、議案第１２号について説明いたします。１９ページをお願いいたします。

令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入及び歳出予算に、それぞれ９２億２，３７４万円を増額し、それぞれ、総額９，１１０億６，５４８万２千円とするものです。

補正予算の内容について説明いたします。２６ページ、２７ページを御覧ください。

歳入の３款１項２目「高額医療費負担金」を４，７７３万７千円増額します。これは、令和６年度の負担金の精算に伴い、県から追加で交付いただくものです。

また、８款１項１目「繰越金」を９１億７，６００万３千円増額します。これは、令和６年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定に伴う決算剰余金の一部を、歳出予算に計上した国等への返還金の財源として、繰越金に計上するものです。

次に、歳出について説明いたします。２８ページ、２９ページを御覧ください。

８款１項４目「償還金」を９２億２，３７４万円増額します。これは、令和６年度の医療給付費等の負担金及び補助金の精算に伴う、国、県、市町村等への返還金となります。

説明は以上でございます。

○議長（末若 憲治） 議案第１１号及び議案第１２号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第１１号を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第１３ 同意第３号 監査委員の選任について

○議長（末若 憲治） 次に、日程第１３、同意第３号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第１１７条の規定により、３０番、田頭 喜久己 議員の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（月形 祐二） 議長。

○議長（末若 憲治） 月形広域連合長。

○広域連合長（月形 祐二） それでは、同意第３号について御説明をさせていただきます。議案「人事案件関係」の１ページをお願いいたします。

本案は、広域連合議員から選任する監査委員の任期満了に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第１６条第２項の規定に基づき、監査委員として、田頭 喜久己 議員を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

田頭議員は、現、筑前町長であり、これまでも当広域連合の監査委員として御尽力いただいております、引き続き監査委員として選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、議案に添付しております履歴書のとおりであります。

なにとぞ、御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（末若 憲治） 同意第３号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。本件について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

退席中の 田頭 喜久己 議員の入室を許可します。

■日程第１４ 一般質問

○議長（末若 憲治） 次に、日程第１４、一般質問を行います。質問の回数は会議規則第５７条の規定により同一議員につき３回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は会議規則第５０条第１項の規定により、同一議員につき答弁時間を除き、３回合計で１５分以内といたしますので御了承ください。１分前に予鈴を鳴らします。

○議長（末若 憲治） 2 番、伊藤 淳一 議員。

○2 番（伊藤 淳一） 北九州市から来ました伊藤 淳一と申します。よろしくお願いします。

私は、「マイナ保険証」について質問いたします。

第1回目の質問として、マイナンバーカードの電子証明書更新等への対応について、この機会でお尋ねしたいと思います。

従来の被保険者証は、その新規発行が2024年12月2日で停止され、使用有効期限も2025年7月31日までです。また、マイナ保険証登録者は、マイナンバーカード電子証明書の更新手続も必要になっています。厚労省は、後期高齢者医療の加入者全員に、申請無しで、2026年7月まで資格確認書を交付するとしています。

また、多くの健康保険証が、7月末が有効期限になっています。各自治体は、マイナ保険証を持っている人には資格情報のお知らせを、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を交付することになっており、多くの患者の方がどれで受診すれば良いのかと戸惑っており、混乱は必至です。

厚労省は、現場の混乱を避けるために、期限の切れた健康保険証や資格情報のお知らせのみを持参した場合でも、2026年3月までは、オンラインで資格確認することを前提に、保険診療を認めるという事務連絡を2025年6月27日付け、「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」、別添「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い」で、各自治体等に発出しています。

また、スマートフォンを健康保険証として使う「スマホ保険証」が9月から始まりますが、6月24日に iPhone のマイナンバーカード基本搭載が始まったことで、スマホをマイナ保険証として使えると誤解して窓口でスマホを提示する患者も出てきています。デジタル庁によると、6月時点でのカード保有者の86.3%がマイナ保険証に登録を済ませています。今後は、スマホ保険証を提示する患者が増えることは十分に予想されます。

問題は、医療現場での準備状況を行政が把握できていないことです。マイナ保険証向けのカード認証付きカードリーダー6機種のうち、スマホ対応済みなのは1機種しかありません。新たに読み取り機を用意する必要のある医療機関は多いとみられています。

厚労省は、8月にも公金補助を始めるとしていますが、スマホ対応が遅れるなど、窓口での患者とのトラブルが多発しかねません。これら、予想される今般の対応については、しっかりと努められているのか、答弁を求めます。

よろしくお願いします。

○議長（末若 憲治） 答弁を求めます。

○事務局次長（白數 真弘） 議長。

○議長（末若 憲治） 白數事務局次長。

○事務局次長（白數 真弘） それでは、「マイナンバーカード電子証明書更新手続き

等の対応」についてお答えします。

後期高齢者医療制度におきましては、今回、8月の年次更新で、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、次回、令和8年、来年8月の年次更新までの間は、資格確認書を職権交付するという暫定的な運用を継続することとされました。このようなことから、被保険者全員に資格確認書を発行したところでございます。

この暫定運用の継続について、国は、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低いこと、資格確認書を希望する被保険者が市町村窓口に集中する恐れがあることから、これらの混乱を回避し、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行するための措置であるとしております。

また、医療機関への配布ポスターにも、マイナ保険証についての記載をしております。広域連合のホームページでも周知しているところでございます。

なお、本年6月、国に対し、全国協議会として「全ての被保険者が混乱無く必要な医療を受診できるよう、責任を持って周知広報及び説明に取り組むこと」、「医療機関や保険者から細かな課題を聴取し、必要な対策を講じること」という要望を行っております。

今後とも、広域連合といたしましては、医療現場が混乱することなく、被保険者が安心して医療を受けられるよう、国の方針を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○2番（伊藤 淳一） 議長。

○議長（末若 憲治） 2番、伊藤 淳一 議員。

○2番（伊藤 淳一） 2回目の質問をさせていただきたいと思います。

マイナンバー保険証の利用促進についてという点で質問いたします。

福岡県後期高齢者医療被保険者数は78万7,796名。今年3月。マイナ保険証の登録率は67.32%、利用率は27.64%です。利用率の目標設定は、厚労省からの目安として提示された数字のとおりとなっております。目標と実績を比較すると、令和5年5月では、目標20%・実績6.26%、8月では、目標35%・実績12.50%、11月では、目標50%・実績20.14%と、大きく乖離をしています。

そもそも、登録率は全国35位と低迷し続けています。一方、全体の登録解除件数は6万9,150件（2025年6月現在）と増加しております。「令和6年度主要施策の説明書」によりますと、「あらゆる機会を通じて、マイナ保険証の利用勧奨を行ったが、目標は未達成であった」とされていますが、その要因は記載されていません。

政府はこの間、マイナンバーカードの普及等を目的とした「マイナポイント」事業（第1弾：2020年9月から2021年12月、第2弾：2022年6月から2023年9月）を実施してきております。そして、マイナンバーカードでの受付を前提にした声掛けや周知で、マイナ保険証の利用人数が増加した利用機関への一時金等を含んだこの対策、こういった取組を実施してきましたけれども、マイナ保険証の導入のため、こ

の間の、国が使った、2014年から21年度に投じた総コストは、少なくとも、8,879億円に上ることが、東京新聞が昨年11月に発表しています。

これほどの莫大な税金を投入しても、マイナ保険証の登録・利用率は上がってきません。その原因としては、マイナ保険証を持つことで多大なメリットがあったことを宣伝されても、患者はまず実感できない。従来の健康保険証の新規発行が行われなくとも、従来どおり医療機関で保険診療が受けられるのは紛れもない事実にもかかわらず、それをはっきり、分かりやすく説明してこなかった。マイナンバーカードを持たない人、持っていないでも保険証として利用登録していない人、全てに申請不要で、資格確認書についての説明がほとんど行われてこなかった。マイナ保険証を持たないことで不安を覚えさせ、慌てさせ、焦らせ、そして熟考することを拒んできた等の、こういった不敬な面が、国民からの信頼を大きく失ってきたのではないのでしょうか。

本広域連合においては、国がデータに基づいて、より良い医療が受けられるなどの一定のメリットを示しているので、普及、促進のための周知広報に努めていく、従来の保険証を存続するよう国に求める考えは無い、ということですが、そもそも、マイナンバーカードの取得は任意であるのですから、従来の保険証と共存していけば良いだけのことではないのでしょうか。これまでの在りようでは、限界に来ているのではないのでしょうか。そこで、福岡県におきます、この登録解除件数、そしてこれからの登録促進対策について、伺います。

よろしくお願いします。

○議長（末若 憲治） 答弁を求めます。

○事務局次長（白敷 真弘） 議長。

○議長（末若 憲治） 白敷事務局次長。

○事務局次長（白敷 真弘） 「マイナ保険証の本県における解除件数と今後の登録・利用促進対策」についてお答えします。

本広域連合におきます、令和7年7月末時点での解除件数は1,570件となっております。その一方で、マイナ保険証の利用率は、令和6年12月2日の被保険者証の新規発行終了前は20.14%でしたが、今年5月には29.63%へと増加しております。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、一定のメリットがあるとしており、広域連合といたしましても、引き続き登録・利用促進のための周知広報に努めてまいります。

また、本年6月、国に対し、全国協議会として「全ての被保険者が混乱無く必要な医療を受診できるよう、責任を持って周知広報等に取り組むこと」という要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○2番（伊藤 淳一） 議長。

○議長（末若 憲治） 2 番、伊藤 淳一 議員。

○2 番（伊藤 淳一） 3 回目の質問をさせていただきたいと思います。

改定マイナンバー法での保険料滞納者への対応について、お伺いいたします。

まずは、特別療養費の支給対象者は現在何人になっているのか、お伺いいたします。

次に、保険料滞納者への対応について伺います。この間の法令改定で、保険証の返還を自治体に義務付けた根拠条文が無くなるとともに、特別療養費の支給、すなわち「10割負担」発動前に、納付の勧奨や相談機会の確保を行うよう自治体に義務付けています。また、その法律に基づく、厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（2024年11月15日付）、「後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて」、以下「通知」は、特別療養費の支給、すなわち「10割負担」のペナルティについて、事業の休廃止や病気など、保険料・税を納付することができない特別な事情が無いにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯の世帯主等に対し、納付相談の機会を確保するために行うものであると強調しております。機械的な運用はせず、特別の事情の有無の把握を適切に行ったうえで行うものであることを、何度も記述をしております。

更に、通知では、特別療養費の支給に関わる留意点として、いきなりペナルティをかけるのではなく、滞納世帯に納付勧奨のための通知を送ったり、自治体職員による電話や訪問を行ったり、対面・電話による納付相談の機会を持つようにすることを記述、そして、滞納者と接触できた場合には、よく生活実態を把握するとともに、保険料・税減免や、徴収猶予の制度があることを知らせ、生活保護や過重債務問題等の相談の窓口を知らせるなど、生活困窮を救済する制度を紹介するよう自治体に要請をしております。

これらの記述は、かつて、全国各地で問答無用の無慈悲な保険証の取り上げが横行し、国民から大きな批判の世論が起こった結果を受けたものと言えます。この通知の内容は非常に重要であります。こういった通知の内容は、職員としっかりと共有し、実践していくべきだと考えますが、答弁をお伺いします。

以上、私の質問です。

○議長（末若 憲治） 答弁を求めます。

○事務局次長（末永 洋） 議長。

○議長（末若 憲治） 末永事務局長。

○事務局次長（末永 洋） まず、「特別療養費の支給」についてお答えいたします。

特別療養費は、長期にわたる保険料滞納者を対象とし、医療機関等での受診のときに窓口にて一旦10割を御負担いただき、後日、対象者からの申請に基づき、広域連合負担分を支給するものです。本広域連合において、この特別療養費の対象者はおりません。

次に、「厚労省通知の内容を職員で共有しておくべき」との御質問についてお答えいたします。

令和6年11月15日の厚生労働省通知では、特別療養費の支給を含め、保険料を滞

納している被保険者に対する措置の取扱いについて、留意点がまとめられており、市町村への周知のうえ、適切な対応について配慮するよう示されております。

本通知につきましては、県内市町村に共有しているところですが、これまでも保険料の徴収及び事情の把握などの相談対応は、収納事務を担う市町村において、分割納付の相談や減免制度の案内、福祉制度との連携等、きめ細やかに行っております。

広域連合としましては、今後とも被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、国の方針を踏まえ、市町村の事務の支援等、適切に対応してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（末若 憲治） 通告のございました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

■日程第 15 請願第 4 号 後期高齢者の医療制度や年金引き上げ等に関する“国への「意見書」提出”を求める請願

■日程第 16 請願第 5 号 75 歳以上の医療費窓口 2 割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書

■日程第 17 請願第 6 号 75 歳以上の医療費窓口自己負担 2 割化の中止などを求める意見書提出についての請願書

○議長（末若 憲治） 次に、日程第 15、請願第 4 号から、日程第 17、請願第 6 号までの 3 件を一括して議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

○5 番（中山 郁美） 議長。

○議長（末若 憲治） 5 番、中山 郁美 議員。

○5 番（中山 郁美） 紹介議員を代表いたしまして、請願第 4 号から第 6 号まで、その趣旨等について説明をさせていただきます。

まず、請願第 4 号についてです。請願人は、全日本年金者組合福岡県本部でございます、「後期高齢者の医療制度や年金引き上げ等に関する“国への「意見書」提出”を求める請願」です。

請願の趣旨についてです。2025 年 6 月 13 日、「年金改定法案」が衆議院を通過し、参議院でも可決・成立しました。この法の中では、「マクロ経済スライド」が温存されており、今後十数年にわたり年金水準は下がり続けることになります。年金水準は実質 1 割削減される内容であり、既に低年金に苦しんでいる受給者はもとより、将来年金を受給する全ての世代にとっても大きな打撃となる、と記されております。マクロ経済スライドを廃止し、物価高を上回る年金引き上げや、最低保証年金制度の創設など、低年金の実態を根本から改善する法改正こそが求められているところです。年金者組合は特に、女性の低年金問題を深刻に捉えており、早急に低年金解消のための具体的な方策を講じることを強く求めると言われております。

また、2024年12月2日には、マイナ保険証への一本化が強行されました。1年ごとの更新が必要です。高齢者や病人、障害のある方々が更新手続きを行えず、無保険状態に陥ることが懸念されております。

更に、年収200万円以上の後期高齢者370万人を対象に実施された「医療費窓口負担2倍化」、これが大きな負担となっておりますし、12月の財政制度等審議会では、「原則3割とする」との提言さえされております。既に、年収200万円以下の後期高齢者についても、2割負担の案が検討されております。

また、介護保険料や介護サービスの利用料が引き上げられ、安心して介護、そして医療を受けられる権利が奪われつつあります。こういう介護や医療の制度の整備を国に強く求める、と述べられております。

以上を踏まえて、以下6項目にわたって意見書、これを国に提出して欲しいと訴えます。

ひとつ、「マクロ経済スライド」を廃止し物価高に見合う年金引き上げを早急に実施すること。

ひとつ、女性の低年金を改善するための措置を講じること。

ひとつ、最低保障年金制度の実現を図ること。

ひとつ、「75歳以上医療費窓口負担2割」を廃止し2割負担対象者拡大計画を断念すること。

ひとつ、医療保険料の増額、介護保険料引き上げ、介護サービス利用料引き上げ等をやめ、社会保障の充実を図ること。

ひとつ、「マイナ保険証」の強制をやめ、「健康保険証」制度を回復すること。

次に、請願第5号についてであります。福岡・佐賀民医連共同組織連絡会からの提出であります、「75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書」でございます。

一定以上の収入がある方の医療費の窓口負担が2割に引き上げられてから、間もなく3年が経とうとしています。この民医連の関係者からは、今の生活を何とかしてほしいという切実な声が多数寄せられております。

「75歳以上医療費負担アンケート」によると、2022年10月から窓口負担が1割から2割に増えた方113名のうち、「負担がとても重い」、あるいは「重い」と回答した方が91名、80.5%に上りました。また、「受診をためらうようになった」との回答が16名、「受診回数を減らした」との回答が12名に上っております。

「負担が重い」と答えた方の多くは、預金を切り崩し、水道光熱費を節約し、食費や交際費を削減、更には趣味を諦めるなどの対応を強いられています。更に、「物価高にあえぐ中で医療費まで上がると、受診を控えるしかなくなる。本当に悲しい。政治の力でなんとかしてほしい」などの切実な声が寄せられております。まさに、命に関わる深刻な問題です。

更に、2025年9月30日までとされている「負担を抑える配慮措置」についても、

高齢者にとっては手続きが煩雑で分かりづらく、ほとんど活用されておられません。

以上を踏まえ、請願2項目、求められております。

ひとつ、国と関係省庁に対し「75歳以上の医療費窓口負担2割の凍結を求める意見書」を提出してください。

ふたつ、1が難しい場合は、負担を抑える配慮措置を2025年10月以降も継続するよう国に要請してください、というものであります。

続いて、請願第6号、福岡県社会保障推進協議会からの提出であります、「75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出についての請願書」でございます。

政府が医療費の窓口負担を2割に引き上げ、そして、高齢者の生活実態は大きく変化しましたが、更に新型コロナウイルスの影響、年金の減額、更に生活必需品の物価高騰が続く、年金だけでは生活を維持できない方が増加しているという実態が示されたうえで、全日本民医連が行った調査の概要が記されております。低年金が、命に関わる重大な問題となっていることが浮き彫りとなっております。

福岡県では、医療費の自己負担が1割であっても、経済的不安から受診が遅れ、命を落とすケースが報告されています。ある肺がんの患者さんは、年金も生命保険も無く、娘さんの収入と孫の児童手当で生活していました。入院すれば高額な医療費がかかると考え、症状が悪化しても受診を控え、救急搬送されたのちに治療を受けたものの、約1か月半後に亡くなりました。このように、1割の負担であっても医療費に対する不安から受診を控える高齢者が少なくありません。

福岡県保険医協会と福岡県歯科保険医協会が2月から4月にかけて調査した、県内718の医療機関のうち、約9割がマイナ保険証によるトラブルを経験していました。マイナ保険証を持たない人には資格確認書が交付されますが、厚生労働省は既に、75歳以上の高齢者にはマイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を交付する方針を示しております。資格確認書と従来の保険証の内容に違いは無いため、資格確認書の発行に代え、従来の健康保険証を継続させる方が合理的だと記されております。

以上を踏まえて、請願項目2項目でございます。

1、国と関係省庁に対し、「75歳以上の医療費窓口負担について2割化の中止を求める意見書」を提出してください。

ふたつ、国と関係省庁に対し、「従来の健康保険証廃止の撤回を求める意見書」を提出してください。

以上、3本の請願でございます。いずれも、後期高齢者当事者の皆さんや、関係者の皆さんの切実な願いが込められた請願でございます。議員各位の賛同をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（末若 憲治） これら請願に対する執行部の参考意見を求めます。

○事務局次長（白敷 真弘） 議長。

○議長（末若 憲治） 白敷事務局次長。

○事務局次長（白敷 真弘） 請願項目に対する執行部の参考意見について、御説明いたします。

お手元配布の資料「請願項目に対する執行部の参考意見」を御参照いただければと思います。

最初に、請願第4号、第5号、第6号にございます、「窓口2割負担の廃止・凍結・中止及び対象者拡大の断念を求める意見書を国等に提出すること」、もしくは「負担を抑える配慮措置を本年10月以降も継続するよう求めること」についてです。

令和4年10月から導入された窓口2割負担は、全ての世代で増加する医療費を公平に支え合い、持続可能な社会保障制度を構築するための避けられない制度改正と捉えており、確実に実施していく必要があると考えております。

そして、国へは、「その影響の分析、評価の更なる検証を行い、被保険者等に十分な理解が得られるよう周知等に努めること」という要望を行っているところでございます。

また、急激な負担増を抑制するための配慮措置は本年9月末で終了し、その後は現行の高額療養費制度の適用を受けることとなりますが、この高額療養費制度につきましては、国の方でこの秋までに制度のあり方を検討するとしており、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、請願第4号にございます、「医療保険料の増額をやめ、社会保障の充実を求める意見書提出」についてです。

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて負担する所得割と、被保険者全員が負担する均等割からなっており、均等割額には7割軽減等の措置を設けるなど、被保険者の負担能力を踏まえたものとなっております。国へは「近年の物価高騰が続く中で、子ども・子育て支援金制度の導入など、被保険者である高齢者にとって今後負担が増大することが懸念されることから、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう」要望を行っており、今後とも国の動向を注視してまいります。

なお、年金と介護保険につきましては、本広域連合の所掌事務でないことを申し添えさせていただきます。

最後に、請願第4号、6号にございます、「マイナ保険証の強制をやめ、健康保険証の制度回復・廃止撤回を求める意見書提出」についてです。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、一定のメリットがあるとしており、広域連合としても、普及促進のための周知広報に努めております。

そして、国へは「全ての被保険者が混乱なく必要な医療を受診できるよう責任を持って周知広報及び説明に取り組むこと」という要望を行っているところでございます。

併せて、「医療機関や保険者から細かな課題を聴取し、必要な対策を講じるよう」との要望も行っておりますが、国は令和6年12月以降も有効期限までは現行の被保険者

証を使用可能とするとともに、特に、後期高齢者医療制度におきましては、高齢者に配慮し、来年８月の年次更新までの間、暫定的な運用として、被保険者全員にマイナ保険証の保有状況に関わらず、資格確認書を職権交付することとしております。

今後とも、国の動向を注視するとともに、被保険者が安心して受診できるよう適切に対応してまいります。

説明は以上でございます。

○議長（末若 憲治） これより採決をいたします。

まず、請願第４号「後期高齢者の医療制度や年金引き上げ等に関する“国への「意見書」提出”を求める請願」の採決をいたします。

お諮りします。請願第４号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第４号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第５号「７５歳以上の医療費窓口２割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第５号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第５号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請願第６号「７５歳以上の医療費窓口自己負担２割化の中止などを求める意見書提出についての請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第６号は採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第６号は不採択とすることに決定をいたしました。

以上で、議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第３９条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会（午後３時４１分）

これをもって、令和７年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会

いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

末若 憲治

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

加地 良光

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

井上 利一